

VI 勤務時間・休暇

職員の勤務時間及び休暇は、給与と並び重要な勤務条件の一つと位置づけられ、国公法第 28 条の情勢適応の原則の適用を受けて、勤務時間法及び規則により定められています。

当事務所では、勤務時間及び休暇制度の適正な運用を図るため、セミナーを開催するほか、各機関に対し調査、指導を行っています。

1 勤務時間・休暇制度等運用状況調査

各機関における職員の勤務の実態を把握し、勤務時間等関係法令の遵守状況を確認するとともに、制度の適正な運用について必要な指導を行うことを目的として、3 機関を対象に実施しました。

2 介護に関するセミナー

各機関の担当者のほか、介護に関わる職員を対象に、仕事と介護との適切な両立を図ることを目的として開催しました。

開催日	実施方法	参加者
10. 30	オンライン	11 機関 39 人

3 民間企業の勤務条件制度等調査

人事院では、国家公務員の勤務条件の諸制度を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、民間企業の勤務条件制度等調査を実施しています。

令和 6 年は、全国に所在する常勤の従業員数 50 人以上の全国約 45,000 社から無作為に抽出した企業約 7,500 社を対象に郵送による調査を実施し、このうち当事務所では、40 社を担当し電話での調査協力依頼を行いました。